

II 要監視項目水質調査

1 要監視項目

平成5年3月、環境庁は、人の健康の保護に関連するが、公共用水域等の検出状況、健康影響等からみて、現時点では、引き続き知見の集積に努めるべきと判断した物質25項目を「要監視項目」に定めた。

その後3項目が健康項目に移行され、平成15年11月に、水生生物の保全に関する要監視項目として新たに2項目追加され、さらに平成16年3月に、人の健康の保護に関する要監視項目として新たに5項目が追加され、現在は29項目となっている。

測定結果を評価するために指針値を定めているが、指針値は長時間摂取に伴う健康影響を考慮して算出された値であり、一時的にある程度この値を超えることがあってもただちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

要監視項目

トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシシン銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロルニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロホルム※1、フェノール※1、ホルムアルデヒド※1、塩化ビニルモノマー※2、エピクロロヒドリン※2、1,4-ジオキサン※2、全マンガン※2、ウラン※2

※1：水生生物の保全に関する項目（なお、クロロホルムは、既に人の健康に関する要監視項目に定められていたが、水生生物の保全に関する項目にも定められた。）

※2：平成16年3月に追加された項目

2 平成19年度調査結果の概要

(1) 調査地点

表2-1のとおり、河川52地点、湖沼7地点、海域14地点で調査を行った。

(2) 調査実施機関

千葉県、国土交通省、東京都、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市

(3) 調査頻度

年1～12回（測定地点により異なる）

(4) 調査結果

平成19年度の調査結果は表2-2に示すとおりである。

全マンガン及びウランが指針値を超過しているが、平成16年3月に追加された項目であることから、経過を観察する。

表2-1 平成19年度測定地点一覧表

区分	河川、湖沼、海域名	地点名
河川	江戸川	新葛飾橋
	坂川	弁天橋
	新坂川	さかね橋
	六間川	古ヶ崎排水機場
	国分川	秋山弁天橋、須和田橋
	春木川	国分川合流前
	真間川	根本水門、三戸前橋
	大柏川	浅間橋
	利根川	栄橋（布川）、水郷大橋（佐原）、河口堰
	金山落	名内橋
	染井入落	染井新橋
	大津川	上沼橋
	大堀川	北柏橋
	鹿島川	鹿島橋
	高崎川	寺崎橋
	神崎川	神埼橋
	桑納川	桑納橋
	印旛放水路（上流）	八千代橋
	大須賀川	黄金橋
	小野川	小野川水門
	高田川	白石取水場
	新川	干潟大橋、駒込堰
	高谷川	与平橋
	木戸川	木戸橋
	南白亀川	観音堂橋
	一宮川	昭和橋
	夷隅川	三口橋、江東橋
	二夕間川	坂本
	丸山川	朝夷橋
	瀬戸川	瀬戸川橋
	汐入川	要橋
	増間川	池田橋
	染川	川向橋
	小櫃川	岩田橋、小櫃橋
御腹川	御腹川橋	
養老川	持田崎橋、浅井橋、養老大橋	
村田川	新瀬又橋、江川橋、新村田橋	
都川	都橋	
葭川	日本橋	
印旛放水路（下流）	新花見川橋	
海老川	八千代橋	
湖沼	手賀沼	布佐下、下手賀沼中央
	高滝ダム貯水池	坂下橋、加茂橋下流部、北崎橋、小佐貫橋下流部
	亀山ダム貯水池	堤体直上流部
海域	東京湾	東京湾2、船橋1、船橋2、東京湾4、東京湾7、千葉1、千葉2、千葉3 東京湾11、東京湾12、東京湾13、東京湾14、東京湾15、東京湾17

表2-2 平成19年度項目別測定結果

単位:mg/L

項目名	地点数	指針値	報告下限値	最小値	～ 最大値
クロロホルム	44	0.06	0.006	< 0.006	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	43	0.04	0.004	< 0.004	
1,2-ジクロロプロパン	43	0.06	0.006	< 0.006	
p-ジクロロベンゼン	43	0.2	0.02	< 0.02	
イソキサチオン	29	0.008	0.0008	< 0.0008	
ダイアジノン	29	0.005	0.0005	< 0.0005	
フェニトロチオン (MEP)	29	0.003	0.0003	< 0.0003	
イソプロチオラン	29	0.04	0.004	< 0.004	
オキシ銅 (有機銅)	29	0.04	0.004	< 0.004	
クロロタロニル (TPN)	43	0.05	0.005	< 0.005	
プロピザミド	43	0.008	0.0008	< 0.0008	
EPN	29	0.006	0.0006	< 0.0006	
ジクロルボス (DDVP)	43	0.008	0.0008	< 0.0008	
フェノブカルブ (BPMC)	29	0.03	0.003	< 0.003	
イプロベンホス (IBP)	29	0.008	0.0008	< 0.0008	
クロルニトロフェン (CNP)	44	*	0.0001	< 0.0001	
トルエン	29	0.6	0.06	< 0.06	
キシレン	29	0.4	0.04	< 0.04	
フタル酸ジエチルヘキシル	26	0.06	0.006	< 0.006	
ニッケル	57	**	0.001	< 0.001	～ 0.047
モリブデン	52	0.07	0.007	< 0.007	～ 0.013
アンチモン	57	0.02	0.002	< 0.002	～ 0.005
塩化ビニルモノマー	47	0.002	0.0002	< 0.0002	
エピクロロヒドリン	47	0.0004	0.00004	< 0.00004	～ 0.00004
1,4-ジオキサン	47	0.05	0.005	< 0.005	
全マンガン	47	0.2	0.02	< 0.02	～ 0.28
ウラン	47	0.002	0.0002	< 0.0002	～ 0.0029

(注) ・クロルニトロフェンの指針値 (*) は安全性評価が終了するまでの間は設定しないものとされている。
 (平成6年3月15日付環境庁水質保全局長通知)
 ・ニッケルの指針値 (**) は毒性評価が不確定であることから削除された。
 (平成11年2月22日付環境庁水質保全局長通達)
 ・水生生物項目としてのクロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの指針値は、まだ水生生物の保全に係る水域類型の指定が行われていないことから、設定されていない。
 (平成16年3月31日付環境省環境管理局水環境部長通知)